

伊勢原市不妊治療費（先進医療分）助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、医療保険適用の体外受精又は顕微授精（以下「体外受精等」という。）と併用して実施された保険適用外となる治療及び技術を受ける者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 保険医療機関 先進医療を実施している医療機関として厚生労働省へ届け出ている又は厚生労働省から承認を受けている保険医療機関をいう。
- (2) 先進医療 前号で規定する保険医療機関で実施される医療保険適用の体外受精等と併用して実施される、厚生労働省が先進医療として告示した治療及び技術をいう。
- (3) 1回の治療 医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画書を作成した日等から妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの体外受精等の実施の一連の過程をいう。

（助成の対象者）

第3条 助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする

- (1) 医療保険適用の体外受精等と併用して実施された先進医療を保険医療機関で受けた者
- (2) 1回の治療の初日から申請日までの間、法律上の婚姻をしている者又は事実婚をしている者
- (3) 申請日において婚姻をしている者又は事実婚をしている者の両方又は一方が本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載されていること。ただし、市長が認めた場合はその限りでない。
- (4) 次に掲げる法律に規定する被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 体外受精等治療及び先進医療に要した費用について、他の自治体から助成制度の適用を受けていないこと。

(助成の対象とする費用)

第4条 助成の対象となる費用は、医療保険適用の体外受精等と併用して実施された先進医療に係る費用で、保険医療機関で実施されたものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1回の治療につき、助成対象者が保険医療機関に支払った額に10分の7を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50,000円を限度とする。

(助成の回数)

第6条 助成の回数は、体外受精等を医療保険で治療できる要件と同様とする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は(以下「申請者」という。)は、1回の治療が終了した日(医師の判断に基づき治療を中断した場合は、中断した日)の属する月の翌月から起算して6か月以内に伊勢原市不妊治療費(先進医療分)助成事業申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第4号から第6号までの書類については、申請者の同意を得た上で本市においてその内容が確認できる場合、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 伊勢原市不妊治療費(先進医療分)助成事業受診等証明書(第2号様式)
- (2) 保険医療機関の発行する領収書及び診療報酬明細書の原本
- (3) 申請者の加入している健康保険証の写し
- (4) 法律上の婚姻関係及び住所を確認できる書類
- (5) 事実婚関係に関する申立書(第3号様式)又は本市のパートナーシップ宣誓書受領証等(事実婚をしている者に限る。)
- (6) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査した上で交付の可否を決定し、伊勢原市不妊治療費(先進医療分)助成交付決定(却下)通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、伊勢原市不妊治療費(先進医療分)助成金請求書(第5号様式)により、その決定された助成金を請求するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により、助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に終了した治療について適用する。